

令和 年 月 日

保護者 様

南牧村立南牧南小学校長 栗林 幸治

インフルエンザによる出席停止について（通知）

インフルエンザに感染した児童は、学校保健安全法の規定により出席停止となります。

インフルエンザの出席停止期間は

「発症した後5日を経過し、

かつ、解熱した後2日を経過するまで」です。（裏面参照）

インフルエンザが治癒して登校する際は、保護者の方が「治癒報告書」に記入し提出をしてください。なお、この治癒報告書は、保護者の方に記入していただくものであり、医療機関に記入してもらうものではありません。再登校するにあたり、改めて医師の診察を受けるかどうかについては、かかりつけの医師の指示に従ってください。※出席停止期間中は欠席にはなりません。

記

治癒報告書

南牧南小学校長 様

年 氏名

上記の者は、インフルエンザが治癒し、他への感染の恐れがないことを報告いたします。

記

1 疾患名	インフルエンザ（ 型）
2 発症日（咳・鼻水・発熱等かぜ様の症状が出た日）	月 日
3 受診した医療機関及び受診日	医療機関名
	受診日 月 日
4 解熱した日	月 日
5 治癒の根拠（詳細は裏面参照） 日にちが <u>後のほう</u> に○をしてください。	（ ）発症日した後5日を経過 （ ）解熱した後2日を経過 のどちらか後のほう

年 月 日

保護者氏名

※ご不明な点は、学校 TEL98-2150 までお問い合わせください。

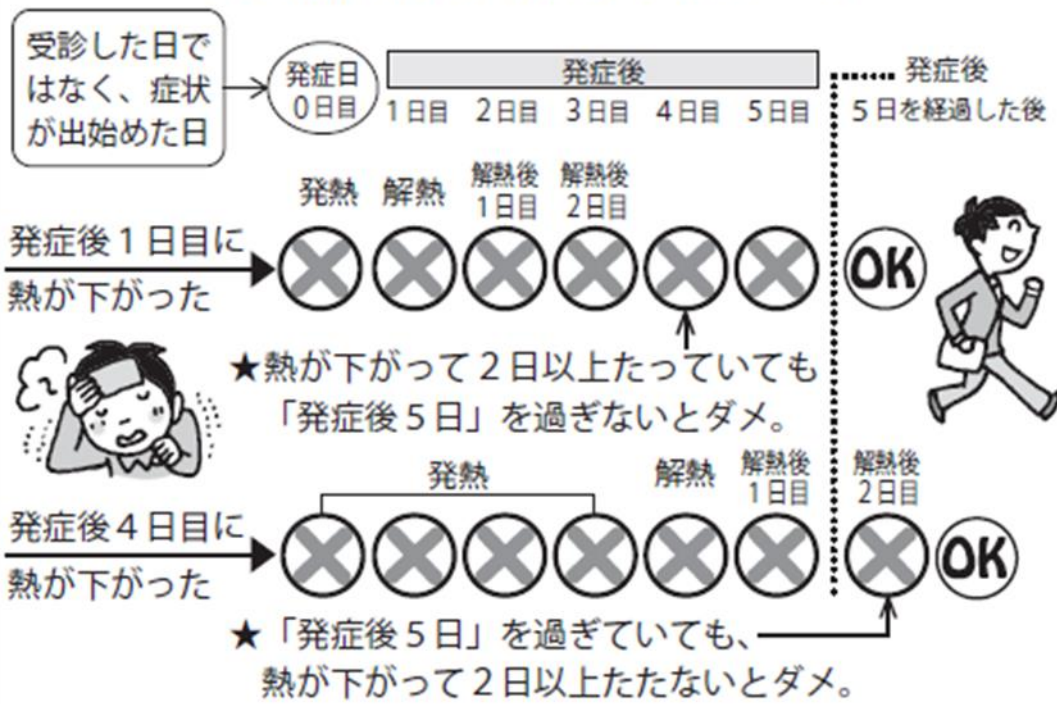
早わかり

インフルエンザの出席停止期間

インフルエンザと診断された場合の出席停止の期間は、法律^{*}で次のように定められています。

発症した後5日を経過し、かつ、^{げ ねつ}解熱した後2日（幼児にあっては、3日）を経過するまで

● 実際の例で考えてみると… ●



※学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令（平成24年文部科学省令第11号）